

平成 24 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業者の募集について

Q&A

1 補助事業主体の要件について

Q 補助事業主体（補助金交付先）は協議会なのか協議会事務局となる法人等なのでしょうか。また、提案書提出までに協議会を必ず組織化する必要はあるのか。

A 補助事業実施主体（補助金交付先）は協議会事務局となる法人等となります。なお、効果的・効率的な事業実施の観点から、補助事業の実施要件として、補助事業実施体制は、特定の業種に偏ることなく、住宅生産事業者、建材流通事業者、木材関連事業者などの木造住宅に関連する幅広い業種が参画する協議会等の実施体制をとっていただくことを要件としております。

原則、6月1日の提案書提出期限までに協議会体制を取って頂く事が理想ですが、もし、難しいようであれば、講習会を開始する8月くらいを目処に協議会を立ち上げて頂く事を前提に、今回応募して頂く事も可能とします。この場合、例えば具体的なメンバーを提案書に記載していただくなどしてください。

2 事業の実施内容について

Q 補助事業実施に当たっての全国協議会と地域協議会の役割分担を具体的にお示しいただきたい。

A 大工就業者等を対象とする住宅省エネ施工技術講習（以下、「講習」という。）に関する全国協議会と地域協議会の役割分担については、以下の内容を想定しています。

| 取組内容 | 全国協議会 | 地域協議会 |
|----------------|---|---------------------------------------|
| (1) 地域リーダーの養成等 | ○地域リーダー講習会講師の養成 ○地域リーダー講習の開催 ○地域リーダーの登録・管理等 | ○地域リーダーに相応しい者（建築士、住宅施工事業者、建材事業者等）の推薦等 |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| (2) 大工就業者等を対象とした、省エネ施工技術講習の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○講習の企画（カリキュラム、テキスト、DVD、カットモデルの作成等） ○各地域における講習の進捗管理・指導 ○講習会場手配のサポート等 | <ul style="list-style-type: none"> ○講習会実施計画の作成 ○講習開催の周知 ○講習参加者の募集 ○講習会場の手配 ○講習修了証の発行・管理等 |
| (3) その他、住宅省エネ化推進に係る取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○講習開催情報等提供 HP の運営 ○住宅省エネ化推進に係るツール（省エネ建材データベース）の作成・公開 ○各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握調査の企画 ○地域協議会への施策情報等の提供等 | <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握調査の実施 ○各地域の施工技術者、消費者等への省エネ関連情報の発信・相談対応等 |
| (4) その他、地域における木造住宅生産体制強化に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会に対する、地域における木造住宅生産体制の強化に関する助言・相談対応等 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域における木造住宅生産体制強化に関する取組の実施（各地域の提案による事業の実施）等 |

Q 講習の講師は、どのようにして手配すればよいのか。

A 講習会の講師については、現在公募を行っている全国協議会が、全国をいくつかのブロックに分け、ブロックごとに「地域リーダー」の養成を行い、これら地域リーダーに各地域の講習会の講師を担っていただきます。この際、各地域協議会には、これら地域リーダーとして相応しい者を推薦していただくなどのご協力をお願いすることを想定しております（各県等において、住宅の省エネ化に熱心に取り組んでいる建築士や断熱材等の施工に詳しい建材流通事業者等を想定しております）。

Q 講師謝金は地域協議会で支弁する必要があるのか。

A 講師は中央協議会が各地域の講習に派遣する形をとることとし、講師謝金も中央協議会が支弁することとなります。

Q 研修会の年間実施回数や1回の研修参加人数は、どのような想定をしているのか。

例えば、一度に多数の受講者（最低動員数を超える人数）を受け入れて、年間に1回のみ

でもよいのか。

A 実技指導を実施することを考えると、1回の研修参加人数は20人程度、多くても30人程度を想定しております。

Q 講習会場はどのようなところを想定すればよいのか。

A 講習において、ある程度の大きさの断熱施工カットモデルを搬入して解説を行うことも想定されるため、通常の会議室等の講習会場ではなく、建材事業者の資材置き場等を想定しています。具体的には全国協議会が決定後に各地域と相談させて頂くこととなります。

Q 講習会は全国統一的な内容がベースになると考えられますが、どの程度の内容をどのくらいの講習時間で実施するのか。

A 大工業者等を対象とした、省エネ施工技術講習については、1日の日程で、6から7時間程度（昼休み時間除く）の講習カリキュラムが想定されます。

Q 経費はどの程度（例えば1人あたり）で、全国一律で求める参加1当たりの経費はどの程度を想定しているのか。

A 例えば、受講者が持ち帰る講習テキストやDVDの実費費用相当額が想定されます。具体的な方針は、全国協議会で検討しますが、地域において特に配慮すべき点等があれば記載してください。

Q 修了証は全国共通となるのか。

A 講習の修了書の発行や管理等について、詳細は全国協議会との調整が必要ですが、全国共通のものとし、具体の管理等は各地域の協議会が行うことが想定されます。

Q 省エネ関連情報の発信・相談対応について、役割分担等の具体的な考え方を示していただきたい。

A 情報発信については中央協議会と地域協議会の連携が必要と考えます。例えば、施策情報については全国協議会が情報を取りまとめ各地域協議会に発信し、各地域協議会はこれら施策情報に、講習の開催情報や地域のトピックスを交え、地域の住宅施工事業者や消費者向けに発信すると行うことが想定されます。

Q 各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握について、全国統一的に全都道府県で実施するのか。仮にそうであれば、地域協議会は全国協議会からの指示に従って実施することが想定されるが、経費等の考え方を示していただきたい。

A 実態把握調査は全国協議会が具体の実施内容等を検討・企画し、地域協議会にご協力い

ただいで実施することが想定されます。全国協議会が決定後、予算額に応じて実施する内容を具体的に検討することになると思いますので、現時点では具体的な調査内容や必要経費については確定しておりません。

Q 講習の実施スケジュールのイメージをお示しいただきたい。

A 詳細については、全国協議会が決定後、具体的に検討がなされますが、講習の動員目標（人数）を限られた時間で達成するとなると、概ね、以下のとおり実施する必要があると考えます。

5月下旬 全国協議会決定→全国レベルでの具体の実施内容の検討スタート

6月下旬 地域協議会決定→地域レベルでの具体の実施内容の検討スタート

7月～8月 地域リーダー向け講習の実施→地域リーダーの認定

9月～ 大工就業者等向けの省エネ施工技術講習を全国で順次開催

（以上はあくまで想定であり、確定しているものではありません）

3 応募様式の記載について。

（1）全体的な事柄

Q 提案様式は、全体として補助事業者である事務局の取組を書けばよいのか。それとも想定される協議会としての取り組みを書けばよいのか。

A 協議会としての取組を記載願います。

（2）様式Bについて

Q 補助事業の実施体制について、事務局と協議会の役割を記載するのか、あるいは、事務局となる法人等内での実施体制を記載するのか

A 主に、協議会としての事業の実施体制を記載して下さい。併せて、事務局内（補助事業者内）の体制を記載して下さい。

（3）様式Cについて

Q 住宅省エネ化推進体制強化に取り組むに当たっての背景及び解決すべき課題について、記載すべき背景や課題は地域性は薄く、全国的に同じではないのか。

A 講習や体制強化については、主に全国協議会が企画し、全国一律的に行うものではありますが、地域性（気候区分等も含む）や地域の住宅市場の状況等を勘案し、必要に応じて実施内容をアレンジする必要もあろうかと考えております。そのための材料として、地域における住宅省エネを巡る事情等を記載していただきたいと考えております。

Q 本事業の達成目標について、具体的な動員人数はこれから調整する場合、示された最低動員数でよいですか。

A 必ず最低動員数を確保できる実施内容を記載していただきますようお願いいたします。

Q 本事業の実施によって期待される効果について、たとえば、「住宅の省エネ化推進により社会全体のエネルギー消費の縮減と地球温暖化抑制に寄与する」など大まかな記載でもかまわないですか

A 大まかな視点も必要ですが、加えて、可能な限り、地域の住宅生産体制の強化や中小事業者による地域住宅市場の活性化など、地域の視点で記載していただきますようお願いいたします。

4 補助金の支払いについて

Q 補助事業の実施期間中に補助金の概算払いは可能でしょうか。

A 今後、財務当局と協議を行う必要がありますが、概算払いが可能となるよう調整したいと考えております（概算払いといえども、前払いはできません）。

5 補助率の考え方について

Q 本事業の補助率の考え方及び補助事業実施主体の負担の必要性を教えてください。

A 本補助事業は定額補助であり、補助事業実施主体が義務的に負担しなければならない経費はありません。補助事業の実施主体として採択された場合、補助事業に要する経費について、都道府県毎の補助金の額の上限以内で国土交通省が認める額を交付します。

以上